平成 23 年 5 月 11 日

各　　位

会社名　　文化シヤッター株式会社
代表者名　代表取締役社長　茂木　哲哉
(ｺｰﾄﾞ番号　5930 東証第一部)
問合せ先　経理部長　西村　浩一
（TEL　03－5844－7200）

退職金制度の改定に関するお知らせ

当社は、退職金制度の一部であります確定給付企業年金につき、本年 4 月 1 日付での規約変更の認可申請を行っておりましたが、本年 4 月 5 日、厚生労働省より申請どおり認可がおりましたのでお知らせいたします。

１．制度改定の目的

当社は、退職一時金制度と確定給付企業年金制度で構成される退職金制度を採用しておりますが、昨今の不透明な経済情勢の下、運用利回りの低下による年金財政の悪化や退職給付費用の変動による企業業績へのリスクの増大が大きな問題になってきております。このままでは、確定給付企業年金制度の改定が必要であると考え、また国際会計基準への対応も含めて検討してまいりました。その結果、年金資産の運用リスクや企業会計への影響を低減し、かつ長期的に安定した存続可能な確定給付企業年金制度を目指すものです。

２．制度改定日

平成 23 年 4 月 1 日

３．年金制度改定の概要

⑴給付利率の見直し

経済や社会実勢に合わせて給付利率を 5．5%から 2．0%に見直しました。

⑵保証期間の見直し

受給者のみならず配偶者等に対する生活保障の観点から平均寿命の延びを勘案し、保証期間を 15 年から 20 年に延長しました。

⑶終身部分の見直し

終身年金では生涯年齢の長短により給付総額に違いが生じることから、有期年金としました。

４．今後の見通し

当該確定給付企業年金の改定により、当期に特別利益の発生と退職給付費用の減少が見込まれますが、その影響額につきましては、受給権者（受給者および受給待期者）のうち希望者に対する経過措置として一時金での年金清算が可能となっております。経過措置としての一時金による清算給付確定後の退職給付債務額等が確定次第お知らせいたします。

以　上